

2 札幌市国民保護計画の軽微な変更（予定）について

1 計画の変更

国民保護法では、計画を変更する場合はあらかじめ協議会に諮問することになっているが、政令で定める軽微な変更についてはこの限りではないと定められている。

※ 政令で定める軽微な変更

- ① 地域の名称や地番等の変更
- ② 機関や組織の名称、所在地の変更
- ③ 誤記訂正、人又は物の呼称の変更、統計数値の修正、その他これらに類する修正

2 変更項目（予定）

- (1) 「札幌防衛施設局」が「北海道防衛局」に組織改編されたことに伴う記載内容変更
- (2) 民営化により「日本郵政公社」が解散し、新たに「郵便事業株式会社」が設立されたことに伴う記載内容変更
- (3) 札幌市の組織改編により、「労働団体との連絡調整に関すること」の所管が「市民まちづくり局」から「経済局」に移管されたことに伴う記載内容の変更

3 実施時期

平成 20 年 3 月末時点